

一般債振替制度について



株式会社 証券保管振替機構
Japan Securities Depository Center, Incorporated

1. 一般債振替制度の基本構造

(1) 完全ペーパーレス化

一般債振替制度では、新規発行から流通、償還に至るまでの管理をすべて電子的な情報処理により行い、完全なペーパーレス化を実現し、発行コストの削減、事務処理負担の軽減を図ります。

なお、現在の社債登録制度もペーパーレスですが、保有者に発券請求権があるため、現物債の発行への対応が必要となっています。

(2) 残高管理に基づく振替制度

現在の社債登録制度では、登録機関の備える社債登録簿に保有者とともに額面券種や記番号が記録されていますが、一般債振替制度では振替口座簿に記録される残高の増減記録の仕組みによって権利の移転が行われることから、円滑な流通が可能になります。

(3) 多段階の階層構造の参加形態

証券会社や金融機関等の事業展開の弾力化や国際的な連携など、振替制度への参加形態が多様化することが想定されています。投資家の残高管理を行う口座管理機関（証券会社、金融機関等）が振替機関に直接のみならず、間接的に連なる多段階の階層構造を可能としています。

(4) DVPの実現

発行時、流通時、償還時全ての局面においてDVP^(注1)決済が可能となり、信用リスクの削減が実現されます。このDVP決済の形式は、弊社における証券決済（新規記録、振替、抹消）と資金決済を一对のものとして結びつけ、即時に処理するグロス＝グロス方式（BISモデル1）を採用します。

(5) STP化の実現

事務処理の効率化や事務リスクの削減を図るため、一連の事務処理を電子的な情報処理で完結できるシステム仕様としています。具体的には弊社が運営する決済照合システムと連動し、約定照合から証券・資金の決済に至るまでのSTP^(注2)化を可能としました。

(注1) Delivery Versus Paymentの略。証券決済における証券の引渡しと代金の支払いとの間に強力なリンケージを構築することにより、双方が確実に行われる仕組みを確保すること。

(注2) Straight Through Processingの略。証券取引において約定から決済に至る全てのプロセスの処理が人手を介さずにシームレスに処理される仕組み。

2. 制度の概要

(1) 取扱い対象^(注1) ^(注2) ^(注3)

- 社債（新株予約権付社債を除く^(注4)）
- 地方債^(注5)
- 投資法人債
- 保険相互会社債
- SPCなどの特定社債
- 財投機関、地方公社などの発行する特別法人債^(注6) ^(注7)
- サムライ債などの外債

(注1) 発行者が弊社に対して取扱いを同意することが前提となります。

(注2) 公募、私募・縁故募集のいずれもお取扱いの対象となります。

(注3) ショーゲン債やデュアルカレンシー債など外貨で元利金の支払いがされる銘柄の取扱いも可能です。なお、海外市場で発行される債券（ユーロ円債など）は、本制度でのお取扱いができません。

(注4) 新株予約権付社債（CB）のほか株式をもって償還される債券（他社株交換債（EB））については株券不発行制度においてペーパーレス化を予定しております。

(注5) 証書形式で発行されるものは対象となりません。

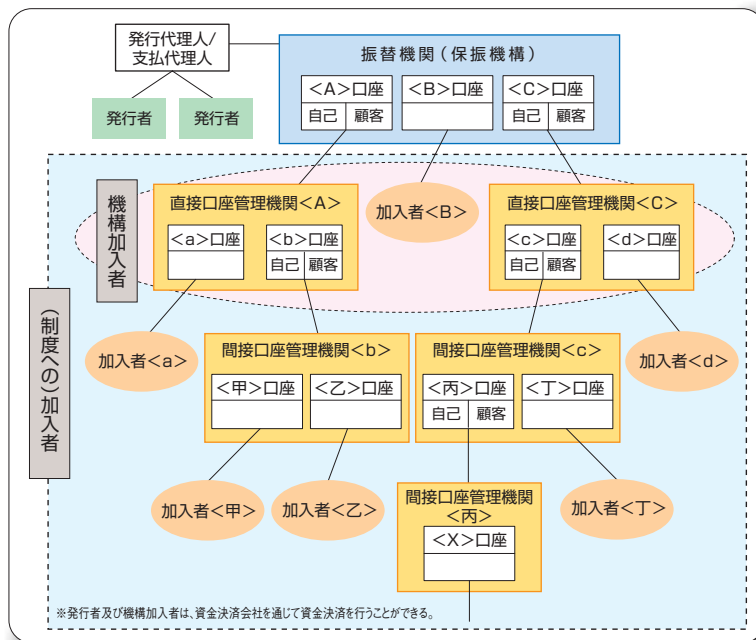
(注6) 平成19年4月1日に医療法が一部改正されることにより、同日から「社会医療法人債」が本制度の対象となります。

(注7) 学校法人が発行する学校債や、財団法人形態の地方公社など法律上の発行根拠規定のない法人が発行する債券は、本制度でのお取扱いができません。

(2) 制度参加

- 一般債振替制度は、一般債の保有者（法律上、「加入者」と呼ばれます。）、発行者、発行代理人/支払代理人、口座管理機関（証券会社や金融機関等）、資金決済会社、振替機関たる弊社により構成されます（注）。
- 発行者が選任する発行代理人/支払代理人が、新規発行に係る事務や元利払等の期中事務など振替機関たる弊社との電子的な情報の送受信を行います。
- 加入者は、証券会社や金融機関など弊社に直接又は間接に口座を開設する口座管理機関に口座を開設することにより、振替債を保有することができます。

〈図1〉 振替制度への参加イメージ



(注) 一般債振替制度の発行/支払代理人、口座管理機関、資金決済会社は弊社のホームページでご案内しております。

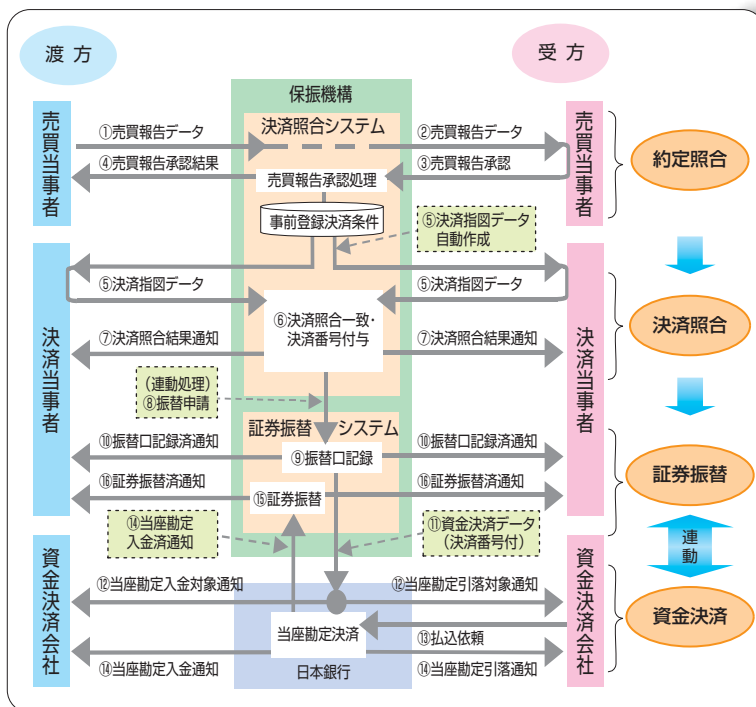
(3) 発行

- 新規に一般債を発行する場合、発行代理人は発行条件決定後、当該銘柄の内容（銘柄名、利息の支払方法等）を発行者に代わり弊社に電子的に通知します（銘柄情報の通知）。
- 発行代理人は、払込日までに弊社に対して社債等の応募者等の口座、金額など新規記録に係る必要な情報を通知し（新規記録申請）、弊社においては代理人からの払込確認の通知により振替口座簿に新規記録を行います。
- 日本銀行の当座勘定での資金払込と弊社での振替口座簿の新規記録を連動したDVP決済も利用可能です。
- 新規に発行された銘柄の内容は弊社のホームページに公示されます。

(4) 流通・振替

- 売買等に伴う権利の移転は振替口座簿の振替により行います。担保や質権の設定も設定者の口座から担保権者や質権者の口座への振替により行います。
- 日本銀行の当座勘定での資金振替と弊社での振替口座簿の証券振替を連動したDVP決済も利用可能です。また、弊社が運営する決済照合システムとの連動により約定結果の入力から証券/資金決済に至るまでのSTP化が実現されます。

〈図2〉 STP、DVPの処理イメージ（流通時取引の例）



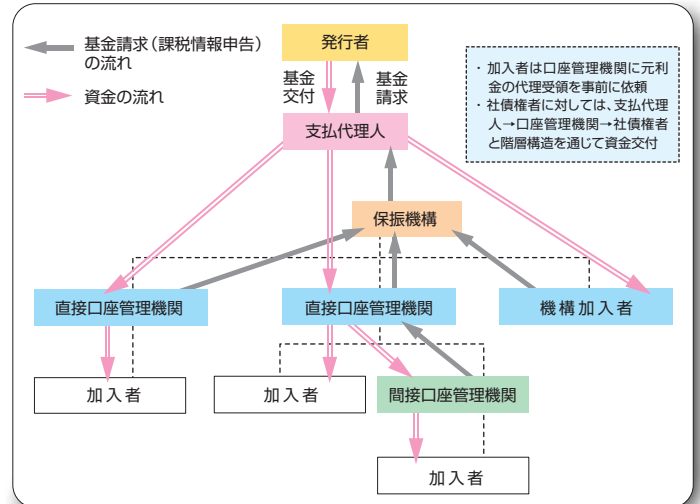
(5) 元利金の支払い

- 現行、発行者の代理人たる「元利金支払場所」が保有者から現物債にあっては本券または利札、登録債にあっては元利金領収証の提示を受けることにより、元利金の支払いを行っていますが、一般債振替制度では、支払代理人から「直接口座管理機関→間接口座管理機関→加入者」と階層構造に沿って資金を交付します。従って、個々の銘柄の残高を有する口座管理機関が加入者に資金を支払うことになります。
- 加入者は口座開設に際して、その口座管理機関に対し、元利金の請求及び代理受領を委任することとなります。
- 現行、社債登録制度では利払期日前3週間(注1)の移転登録停止期間が設けられておりますが、一般債振替制度においては、弊社の振替口座簿上の振替制限は、利払期日(実支払日)前営業日の1日のみとなり、流通性が向上します。
- 利息の計算は、振替口座簿に記載された残高に利率、利息計算期間等に乗じて行います(円未満切捨て)。現状、券面に記載された利息額の積み上げにより支払いが行われていますが、一般債振替制度では、初期利金、終期利金など円未満の端数処理の関係で、これとは誤差が生じる場合があります(注2)。

(注1) 毎月利払銘柄は2週間

(注2) 詳細については「一般債振替制度における利金の取扱いについて」をご覧ください。

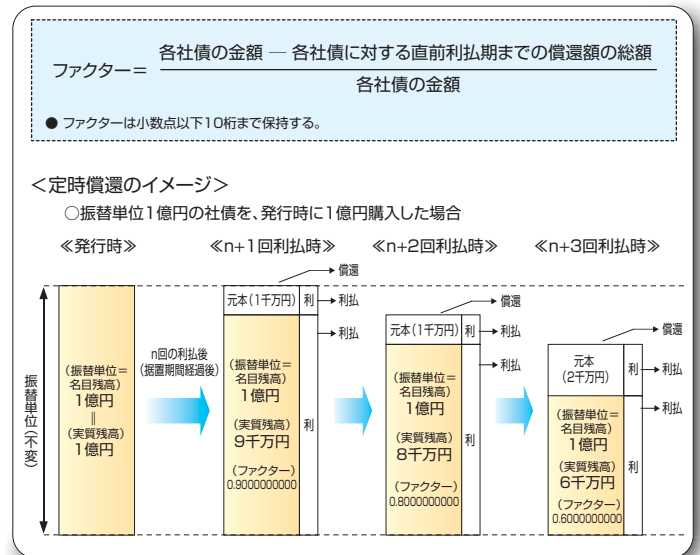
〈図3〉元利金支払処理イメージ



(6) 償還

- 償還金(元金)の支払いが行われた場合、加入者からの請求に基づき、振替口座簿の抹消を行います。償還金の支払いと振替口座簿の抹消とを連動させたDVP決済の利用も可能です。
- 満期一括償還のほか、定時償還、繰上償還、買入消却といった発行者のキャッシュフローニーズに沿った期中の償還にも対応します。定時償還については、当該銘柄の全ての加入者の口座残高を均等の比率で減債するファクター方式を採用します。
- 一般債振替制度では券種、記番号管理を行わないことから、現状、銀行等引受地方債(縁故地方債)などで行われている記番号を特定した定時償還、抽籤償還には対応しません。

〈図4〉定時償還に対するファクター



3. 既発債の移行

(1) 移行処理の概要

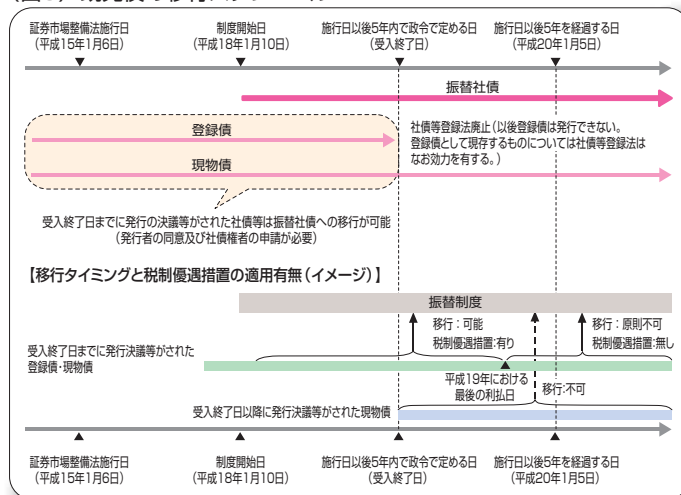
- 発行者が振替債への移行に同意した既発債(特例社債等)は、保有者が口座管理機関を通じて振替機関である弊社に移行申請することにより、振替債に移行することができます。
- 現物債、登録債その他銘柄の特性により移行の方法、手続きが異なります。発行者におかれましては、ご発行銘柄の代表社債管理会社、財務代理人、登録機関である金融機関に、また、投資家におかれましては、お取引先の証券会社、金融機関等にご相談下さい。

- 移行した既発債についての利息の計算も振替口座簿の残高に利率、利息計算期間等を乗じて行います（円未満切捨て）。従って、円未満の端数処理の関係から、現在の受取額と差額が生じる場合がありますので、移行に際して十分ご留意下さい。（注）
 - 一旦、振替債に移行すると、現物債、登録債に戻すことができません。
- （注）詳細については「一般債振替制度における利金の取扱いについて」をご覧ください。

（2）税制上の留意事項

- 平成20年1月6日以降、税制優遇措置（非課税法人、障害者マル優等の非課税措置、指定金融機関等（ここでは租税特別措置法上の指定金融機関等を指します）の源泉徴収不適用措置）は振替債のみ適用されます。新発債はもちろんのこと、既発債についても、現物債、登録債のまま持ち続けると、平成20年1月6日以降においてはこれまでの税制優遇措置の適用が受けられなくなりますので、引き続き税制優遇措置の適用を受ける場合には、平成19年における各銘柄の最後の利払日までに振替債への移行手続きが完了していることが必要になります。

〈図5〉既発債の移行スケジュール



4. システムの概要

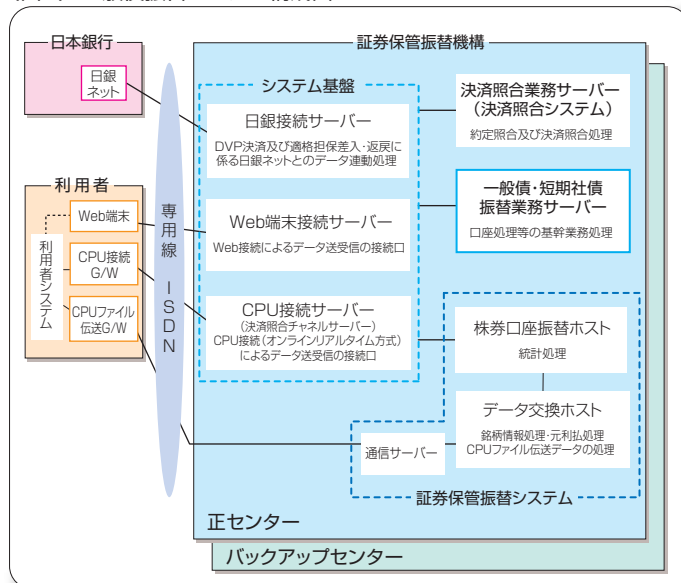
（1）システム構成

- 弊社は、我が国における有価証券の統一的決済インフラを提供する立場から、一般債振替システムの開発に当たって、国際標準に合致した安全性や利便性の高いシステム構築を目指しました。また、システムの接続形態や入出力フォーマットなどできるだけ株券保管振替システムとの共通化を図りました。

（2）安全対策

- 一般債唯一の決済システムであることから、万一の障害に備え、さまざまな安全対策を講じています。中央システム（ハードウェア、ファイル）を二重化し、さらに大規模災害への対応のためバックアップセンターを備えています。

〈図6〉一般債振替システム構成図



5. 投資家保護

- 一般投資家の保護の徹底を図る観点から、万一ある口座管理機関に誤記録があった場合、その階層構造にかかわらず関係者に損害が波及しないよう法律上の手当てがされています。また、法律上の規定により、誤記録を行った口座管理機関とそれに連なる下位の口座管理機関が同時に破綻したような場合に、一般投資家の損害を補填するため加入者保護信託制度が設けられており、一般債振替制度もその適用対象となっています。

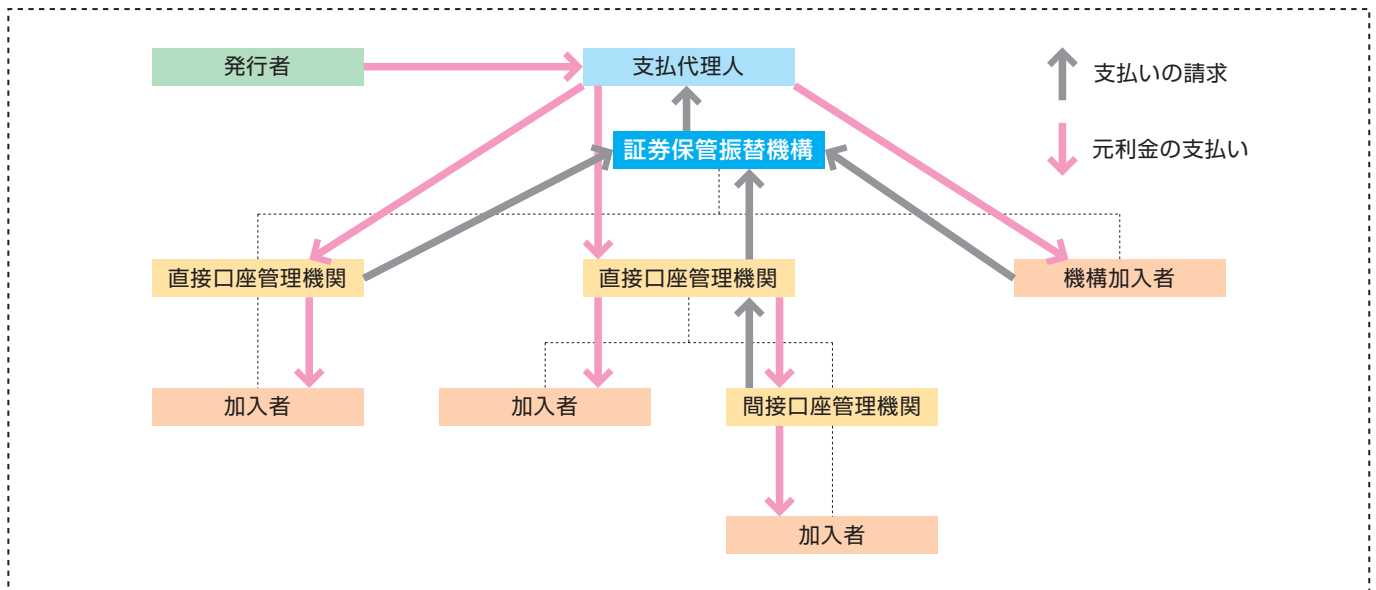
一般債振替制度について、弊社ホームページでご案内しております。 <http://www.jasdec.com/sb/>

一般債振替制度における利金の取扱いについて

1.元利金支払の方法

一般債振替制度においては、振替制度の階層構造を利用し、発行者⇒支払代理人⇒口座管理機関⇒加入者（社債権者）と、順次元利金の支払いが行われます（下図参照）。

このような取扱いの前提として、加入者（機構加入者を除く）は上位機関である口座管理機関に対し元利金の受領と請求を、また、機構加入者は弊社に対し元利金の請求を、それぞれ委任していただきます（業務規程第58条の30、第58条の31）。



業務規程（抜粋）

第58条の30第1項：「機構加入者は、機構に対し、…償還金…及び利金の請求を委任しなければならない。…」

第58条の31第1項：「加入者（機構加入者を除く。）は、…償還金及び利金の受領並びにその請求について、直近上位機関である口座管理機関に委任する。…」

第2項：「前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関である口座管理機関に同様の委任…を行わなければならない。…」

2.利金の算出方法

登録債や現物債における利金の算出は、券種毎の利金単価を積み上げる方法となっています。一方、券種を用いず残高のみを管理する一般債振替制度においては、利金も残高に利率や利息計算期間等に乗じて算出されます。

※実務的には、残高に、支払代理人から弊社に通知頂く「一通貨あたりの利子額」（利率・利息計算期間等から算出した数値で、小数点以下第13位未満切捨て。業務規程施行規則第27条の5第1項第22号参照。）に乗じて計算します。

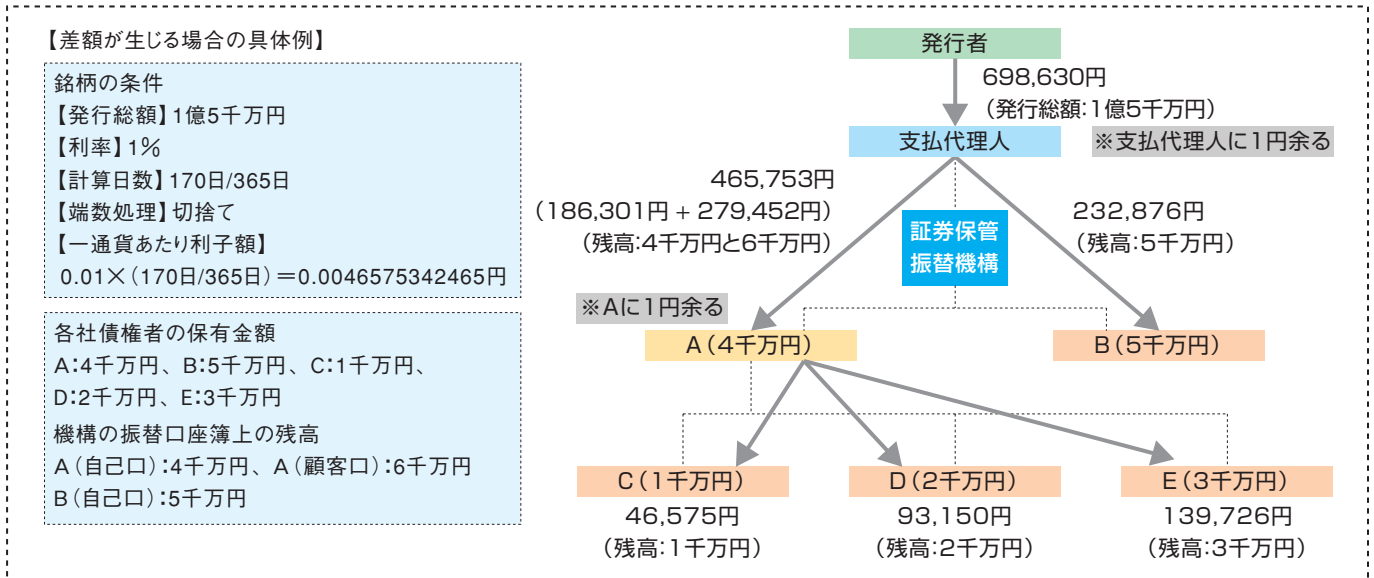
各関係者が授受すべき利金額は、下表のように、利金計算のベースとなる残高に対して一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます（業務規程施行規則第27条の40）。

支払者	受領者	利金計算のベースとなる残高
発行者	支払代理人	当該振替債の発行総額（償還済みの額を除く）
支払代理人	機構加入者	機構が備える振替口座簿における当該機構加入者の区分口座（当該区分口座が課税区分口座の場合は税区分）毎の残高
口座管理機関	加入者	当該口座管理機関が備える振替口座簿における当該加入者の残高

3. 端数処理と差額の取扱い

前記2.の利金計算において生じた小数点以下(円貨建債の場合、1円未満)の端数は切り捨てます(業務規程施行規則第27条の40)。従って、利率や利息計算日数によっては、各関係者の受取額と支払額に不一致を生じることがありますが、この差額の精算は行いません(業務規程施行規則第27条の41)。

差額の支払いを請求することもできませんので、十分ご注意ください。



4. 既発債を振替債へ移行する場合の取扱い

上述のように、振替債の利金は残高に「一通貨あたりの利子額」を乗じて算出しますが、既発債については「移行前の最低券種あたりの利子額」に見合う値を「一通貨あたりの利子額」として設定していただきます。これにより、単一券種の銘柄については移行前後で各関係者の受け取る利金額が変わることはありません。

しかし、複数券種が存在する銘柄の場合、移行前後で各関係者の受け取る利金額に差異が生じることがありますが、この差額の精算は行いません(業務規程施行規則附則第2条、本則第27条の41)。

差額の支払いを請求することもできませんので、十分ご注意ください。

【移行前後で差額が生じる場合の具体例】

- 発行総額:1億5千万円、利率:1%、利息計算日数:170/365日
- 各社債権者の保有状況は下表の通り(券種あたり利子額の算出にあたり、端数切捨ての銘柄を想定)

券種	券種あたり利子額	各社債権者の券種保有状況				
		A	B	C	D	E
1,000万円	46,575円	4枚	5枚	---	---	---
100万円	4,657円	---	---	10枚	20枚	30枚
保有残高		4,000万円	5,000万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円

- 端数切捨ての銘柄の場合、移行前の100万円券種あたりの利子額は4,657円なので、移行後の「一通貨あたりの利子額」=0.004657円となる。この場合の各社債権者の移行前後の利金額は下表の通り。

	発行者の支払額	Aの受取額	Bの受取額	Cの受取額	Dの受取額	Eの受取額
移行前利金額	698,595円	186,300円	232,875円	46,570円	93,140円	139,710円
移行後利金額	698,550円	186,280円	232,850円	46,570円	93,140円	139,710円
差額	-45円	-20円	-25円	±0	±0	±0

- 端数四捨五入の銘柄の場合、移行前の100万円券種あたりの利子額は4,658円なので、移行後の「一通貨あたりの利子額」=0.004658円となる。この場合の各社債権者の移行前後の利金額は下表の通り。

	発行者の支払額	Aの受取額	Bの受取額	Cの受取額	Dの受取額	Eの受取額
移行前利金額	698,655円	186,300円	232,875円	46,580円	93,160円	139,740円
移行後利金額	698,700円	186,320円	232,900円	46,580円	93,160円	139,740円
差異	+45円	+20円	+25円	±0	±0	±0

投資家の皆様へ

～平成18年(2006年)1月10日(火)に「一般債振替制度」が開始されました～

- 「一般債振替制度」とは、社債、地方債、公庫・公団債、円建外債などのいわゆる「一般債」を対象に、投資家の権利を振替機関や口座管理機関が備えるコンピューター上の振替口座簿において管理する完全ペーパーレスの新しい決済制度です。

新しい振替制度には次のようなメリットがあります。

- 振替債は完全なペーパーレス化(無券面化)が実現され、売買に伴う現物債の券面受渡や登録債の記番号の管理といった事務処理がなくなります。また、現行の登録制度における元利金支払期日前3週間の移転登録停止期間が、新制度では利払日前日の1日のみに大幅に短縮されるなど、投資家において流通性の向上が期待されます。
- 平成20年1月6日以降、税制優遇措置(非課税法人、マル優、源泉徴収不適用等)は、振替債のみに適用されるようになります。また、資本金1億円以上の指定内国法人においては、振替債について源泉徴収不適用の対象となります。既発債も平成19年における各銘柄の最後の利払日までに、振替債に移行することにより税制優遇措置を受けることができます。

(ご注意)

現在、非課税法人等の投資家においては、現物債や登録債のままでは平成20年以降、非課税等の税制優遇措置が受けられなくなりますので、既発債の振替債への移行が必要となります。

(平成20年1月6日以降に振替債に移行しても、非課税等の適用は受けられませんので、弊社における移行申請の受付は平成19年末に終了する予定です。)

振替制度のご利用に関し、金融機関や証券会社等の口座管理機関に対して手続きが必要となります。詳細は、お取引のある金融機関、証券会社等にお問い合わせ下さい。

発行者の皆様へ

～平成18年(2006年)1月10日(火)に「一般債振替制度」が開始されました～

- 「一般債振替制度」とは、社債、地方債、公庫・公団債、円建外債などのいわゆる「一般債」を対象に、投資家の権利を振替機関や口座管理機関が備えるコンピューター上の振替口座簿において管理する完全ペーパーレスの新しい決済制度です。

新しい振替制度には次のようなメリットがあります。

- 振替債は完全なペーパーレス化(無券面化)が実現され、物理的な券面がありません。発行者にとって券面作成費用等の削減といったメリットが見込まれます。
- 売買に伴う現物債の券面受渡、登録債の記番号の管理といった事務処理がなくなります。また、現行の登録制度における元利金支払期日前3週間の移転登録停止期間が、新制度では元利金支払期日前日の1日のみに大幅に短縮されるなど、投資家において流通性の向上が期待され、ひいては、発行市場における円滑な消化につながります。
- 平成20年1月6日までの政令で定める日以降、新規に登録債の発行ができなくなります。
- 平成20年1月6日以降、税制優遇措置(非課税法人、マル優、源泉徴収不適用等)は、振替債のみに適用されるようになります。また、資本金1億円以上の指定内国法人においては、振替債について源泉徴収不適用の対象となります。既発債も平成19年における各銘柄の最後の利払日までに、振替債に移行することにより税制優遇措置を受けることができます。
- 投資家が既発債を振替債に移行するためには、まず発行者が振替機関である弊社に対して取扱いを同意することが必要となります。

(平成20年1月6日以降に振替債に移行しても、非課税等の適用は受けられませんので、弊社における移行申請の受付は平成19年末に終了する予定です。)